

○ 奥州市防災会議条例

(平成18年2月20日条例第317号)

改正 平成20年6月30日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、奥州市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事項及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 防災会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 奥州市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 奥州市水防計画(以下「水防計画」という。)を作成し、その実施を推進すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事項(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、46人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 国の指定地方行政機関の職員
 - (2) 県の職員
 - (3) 県警察の警察官
 - (4) 市の職員
 - (5) 市教育委員会教育長
 - (6) 奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部消防長及び市消防団長
 - (7) 指定公共機関及び地方指定公共機関の役職員
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、前条第5項第1号、第2号及び第7号に規定する者並びに学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則(平成20年6月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。